

物資事業からのお知らせ

■特別償還について

物資立替金利用者は、申し出により未償還額の全部または一部を償還することができます。

▶手続き方法

- 特別償還を希望する場合は、「[物資立替金繰上償還申請書](#)」を自書で記入の上、共済事務担当課へ提出してください。
- 申請書は、担当課または当組合ホームページより取得することができます。
- 共済組合の受付締切りは毎月5日となりますが、各所属所の受付締切りは異なりますのでご確認ください。

▶全部償還

償還額は、全部償還する月の未償還額となります。

償還方法については、「[物資立替金繰上償還通知書](#)」及び「[振込依頼書](#)」を送付しますので、通知書に記載されている期日までにお振込みください。

▶一部繰上償還

償還額は、希望額に基づき算出するため、希望額に近い金額となります。

償還方法については、「[物資立替金繰上償還通知書](#)」及び「[振込依頼書](#)」を送付しますので、通知書に記載されている期日までにお振込みください。

また、後日繰上償還後の「[購入代金個別償還明細表](#)」を送付します。